

3. 環境 NGO の化学物質情報利用に関するアンケート調査結果

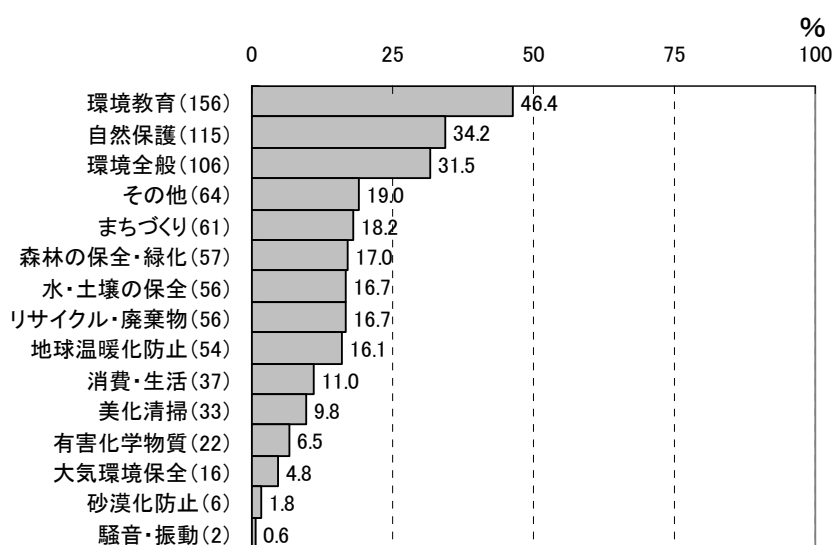
(1) 調査概要

① 調査方法

「環境 NGO 総覧データベース」(独立行政法人環境再生保全機構)登録団体のうち、メールアドレスが記載されている団体 2,159 に対し、電子メール/インターネットによるアンケートを平成 17 年度実施した。その中で化学物質に関する問題に関心があると回答した 336 団体を対象に PRTR 制度の認知度、利用度等について調査した。

② 調査結果

化学物質に関する問題に関心があると回答した 336 団体のうち、有害化学物質に関する活動をしている団体は 22 団体あった。

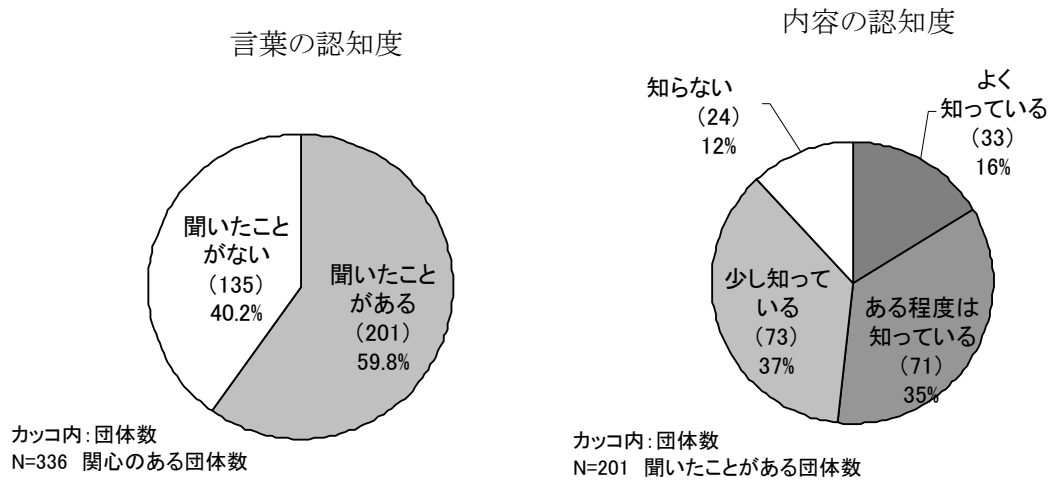


カッコ内: 団体数
N=336 化学物質に関心のある団体

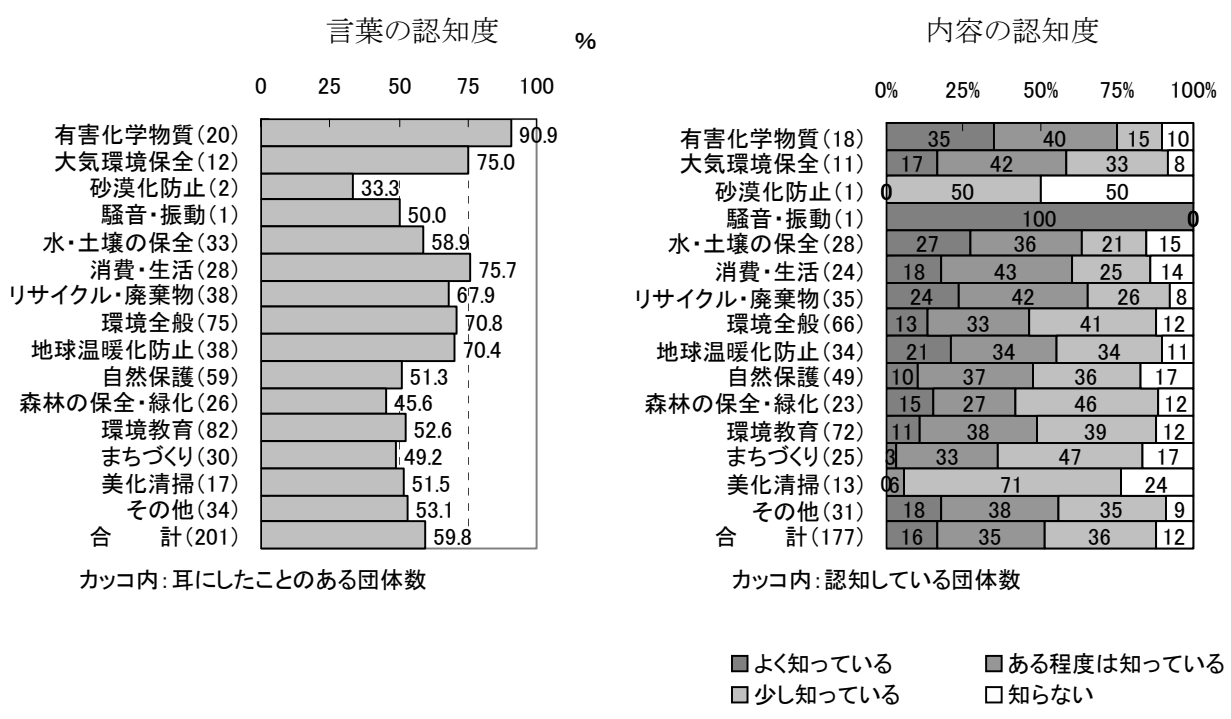
付図 4-4 団体の活動分野(複数回答)

ア) 化学物質管理促進法、PRTR の認知度

化学物質の問題に関心のある団体の 6 割(201 団体)が、「化学物質管理促進法」、「PRTR」という言葉を耳にしたことがあると回答。その 9 割(177 団体)が PRTR の内容を認知していると回答。内容を認知している団体数は、実際に化学物質に関する活動を行っている団体数(124 団体)を上回っている一方、有害化学物質活動団体(22 団体)のうち、2 団体が聞いたことがないと回答している。



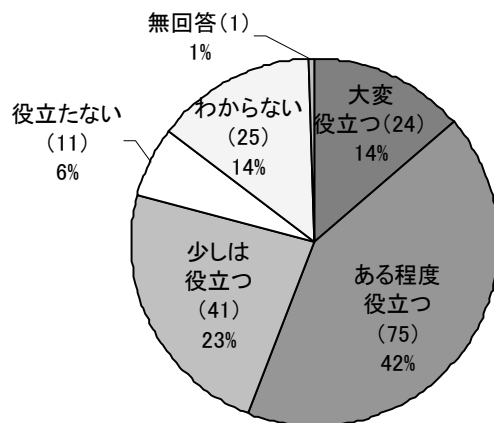
付図 4-5 「化学物質管理促進法」、「PRTR」という言葉と内容の認知度



付図 4-6 活動分野別「化学物質管理促進法」、「PRTR」の言葉と内容の認知度

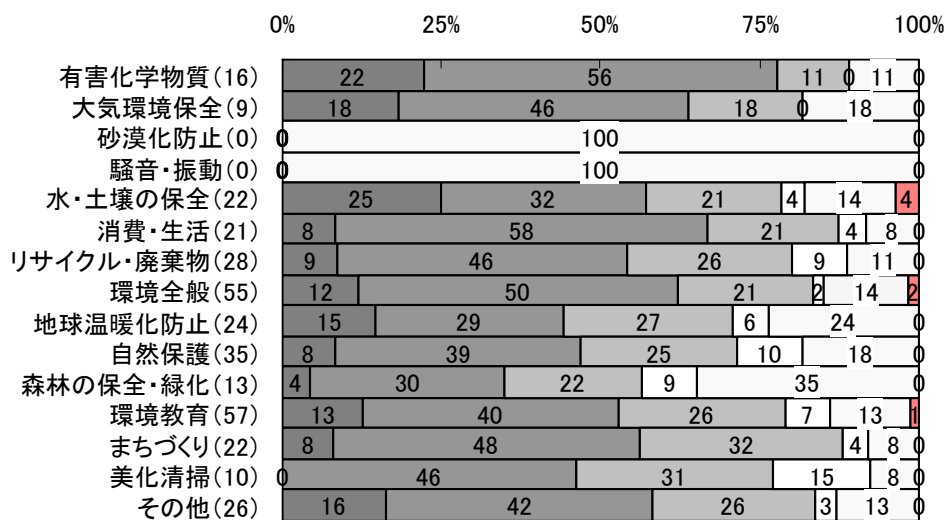
イ) PRTR で得られるデータの有用度

PRTRを知っていると回答した 177 団体の 8 割近くの団体が、PRTR データが役立っていると回答。有害化学物質活動団体については、全体平均を上回る 9 割近くが役立っていると回答。



カッコ内: 団体数
N=177 内容を認知している団体数

付図 4-7 PRTRの有用度



カッコ内: 役立てている団体数

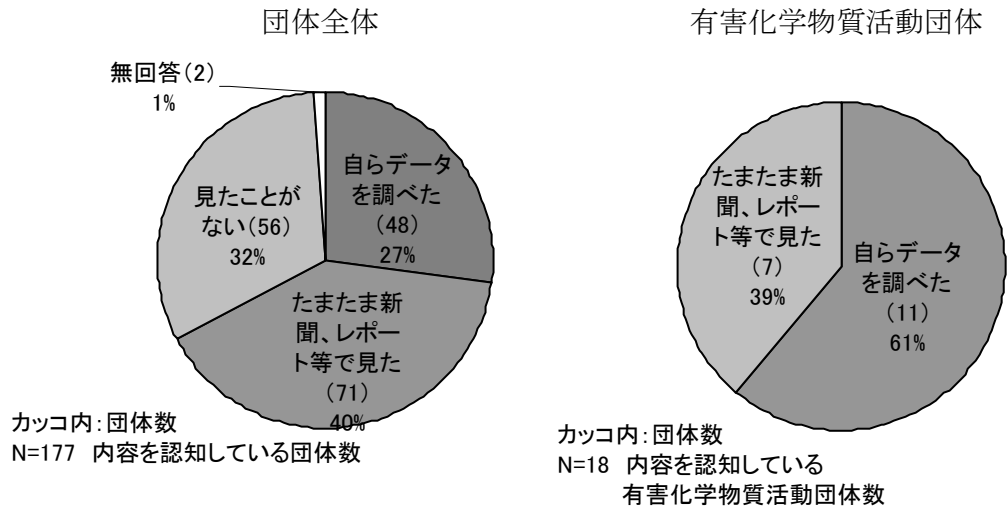
大変役立つ ある程度役立つ 少し役立つ
 役に立たない 分からない 無回答

付図 4-8 活動分野別 PRTR データの有用度

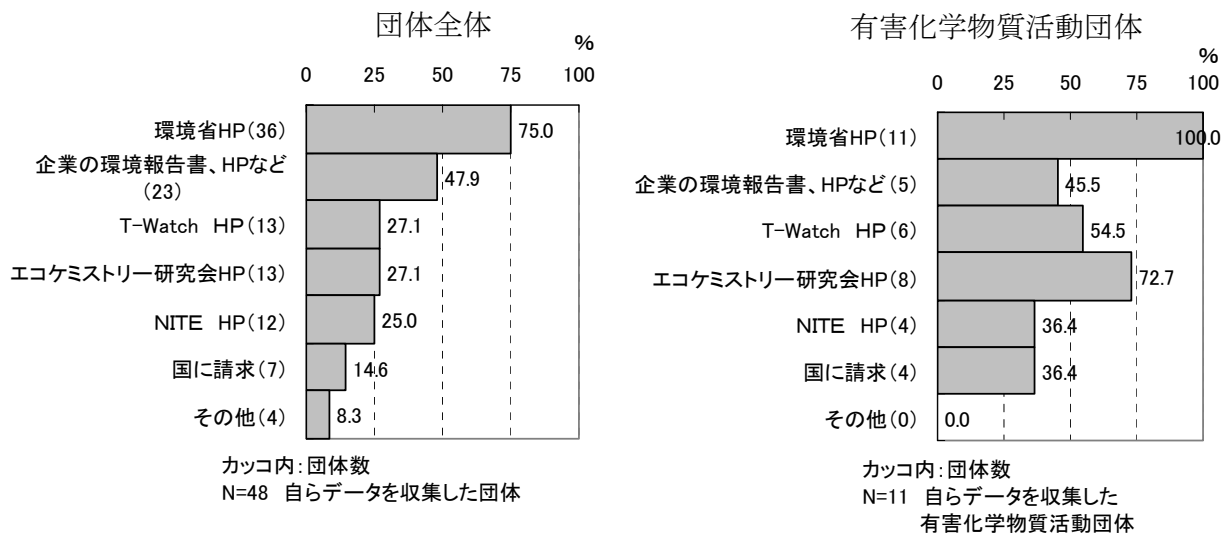
ウ) PRTR データの閲覧経験、入手ルートについて

PRTRを知っていると回答した 177 団体の PRTR データの閲覧経験については、自ら PRTR データを収集したのが 27% (48 団体) であった。有害化学物質活動団体については、8 割以上の団体が、自ら収集している。

入手ルートについては、NGO が運営するウェブサイトよりも環境省ウェブサイトや企業の環境報告書／ウェブサイト等が利用されることが多いことが分かった。有害化学物質活動団体については、すべての団体が環境省から入手し、エコケミストリー研究会からの入手がつづいた。その他、環境学習グループの仲間、事業所での環境経営支援の中、地方自治体が入手ルートとして挙げられた。



付図 4-9 PRTR データの閲覧経験

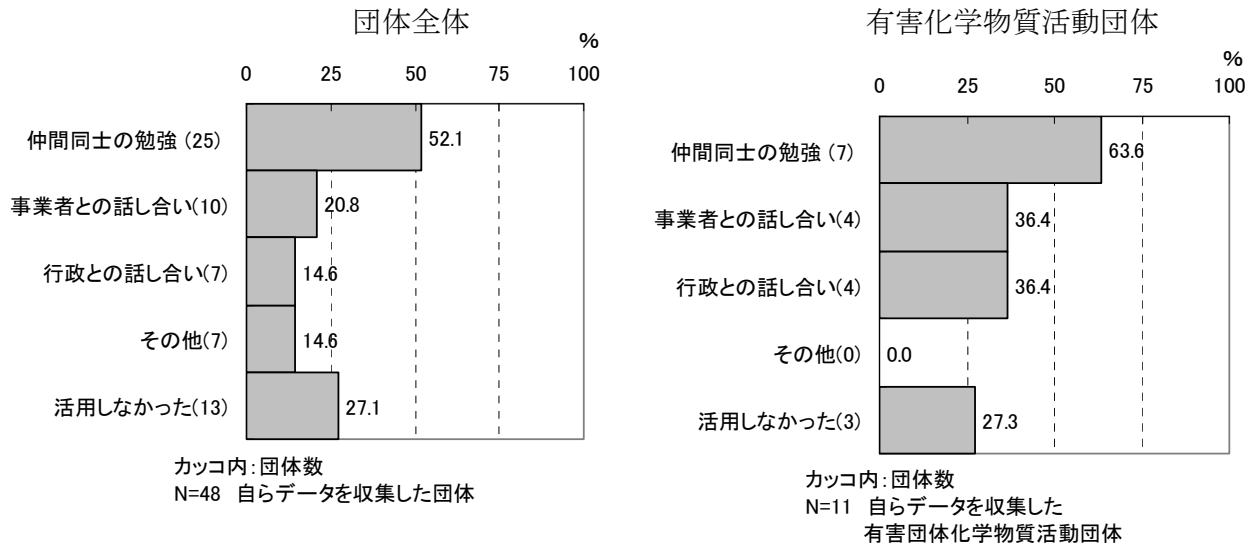


付図 4-10 PRTR データの入手ルート(複数回答)

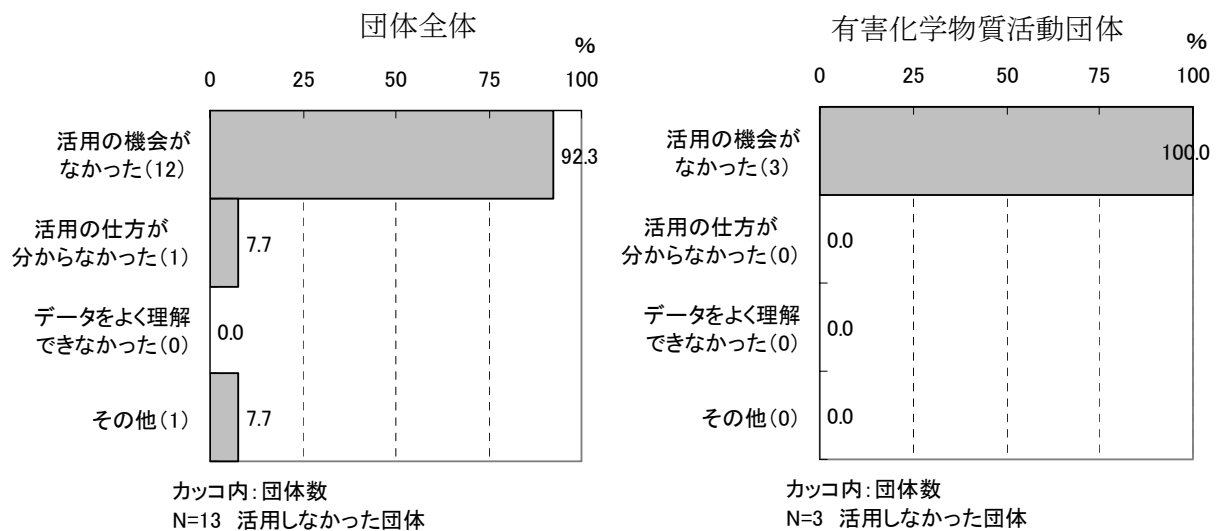
エ) PRTR データの活用状況について

PRTR データの活用状況については、半数が仲間同士での勉強会に活用し、行政、事業者など団体外での話し合いに活用したケースは少なかった。データを収集したものの、活用しなかった団体が、団体全体、有害化学物質活動団体ともに 3 割弱あった。

活用しなかった理由については、活用の機会がなかったことが最も多かった。



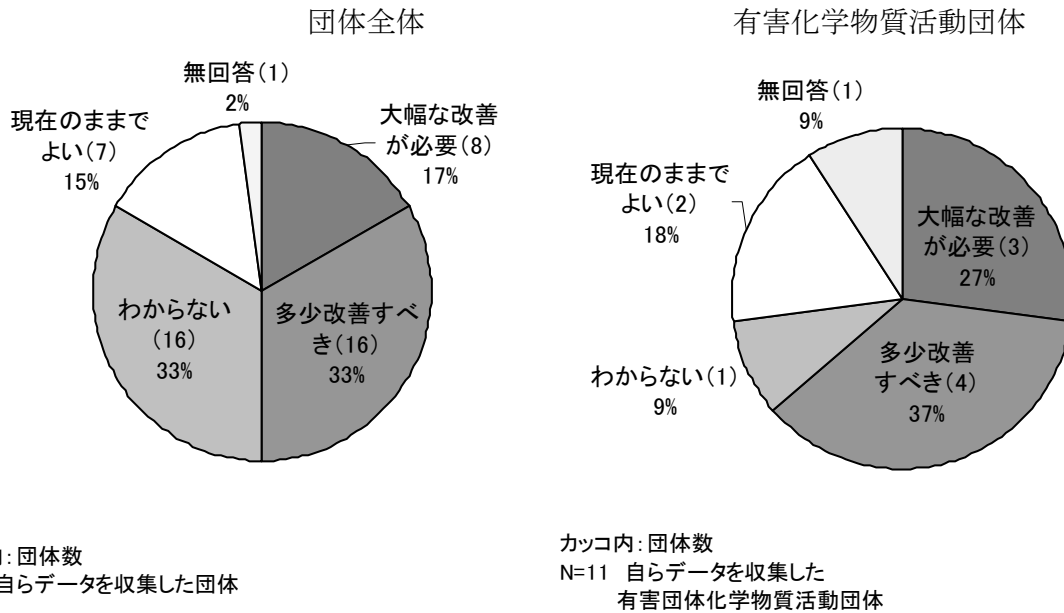
付図 4-11 データの活用状況(複数回答)



付図 4-12 データを活用しなかった理由(複数回答)

オ) 現行の PRTR 制度の評価

現行の PRTR 制度の評価については、何らかの改善が必要と回答したのは、団体全体で 50% (24 団体)、有害化学物質活動団体で 64% (7 団体) であった。いずれも現在のままでよいと考える団体数を上回っている。



付図 4-13 現行の PRTR 制度の評価

4. 日米欧における PRTR 制度の比較

(1) 調査概要

① 調査方法

平成 17 年度に日米欧における PRTR 制度について、我が国の PRTR 制度と比較した。比較対象国は、基本的には我が国以前に独自の PRTR 制度を構築している主要国を取り上げることとした。

この結果、比較表に取り上げることとなった国・国際機関(条約)は、次の通りである。

日本、米国、EU(EPER 制度)、PRTR 議定書(国連欧州経済委員会によるオーフス条約に基づく議定書)

② 調査結果

付表 4-9 に、それぞれ以下の内容を整理した。

ア) 基本情報

- | | |
|----------|----------------|
| 1. 根拠法令 | 3. 法令上の罰則 |
| 2. 制度開始年 | 4. PRTR ホームページ |

イ) 対象物質

- | | |
|-------------|------------------|
| 1. 物質数 | 6. オゾン層破壊物質 |
| 2. 特別指定物質 | 7. 大気汚染物質 |
| 3. 選定クライテリア | 8. 多環芳香族化合物(PAH) |
| 4. 報告しきい値 | 9. ダイオキシン類の取扱い |
| 5. 温室効果ガス | |

ウ) 対象事業者

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 対象業種 | 4. 雇用者数 |
| 2. 報告施設数 | 5. 年間取扱量 |
| 3. 報告対象となる施設又は事業者 | 6. 排出量の報告しきい値の有無 |

エ) 報告内容

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1. 報告施設情報 | 5. 廃棄物の移動量 |
| 2. 取扱量報告の有無 | 6. 排出削減活動 |
| 3. 排出量 | 7. その他の特徴ある項目 |
| 4. 土壌への排出報告 | 8. 廃棄物処理施設や埋立処分場などに対する特別の配慮の有無 |

オ) データの公表(※PRTR 議定書は未発効であり、まだデータの公表は行われていないため省略した。)

- | | |
|------------------------|-----------------|
| 1. 集計データの公表 | 6. 施設毎の個別データ |
| 2. 集計データの公表時期(2003 年度) | 7. 報告項目に対する公表状況 |
| 3. 集計データの公表頻度 | 8. ウェブ場のデータベース |
| 4. 集計データ公表ウェブサイト | 9. 地図検索機能 |
| 5. 届出外データの公表 | |

付表 4-9 日米欧における PRTR 制度の比較(その 1)

事項	日本	米国	EU/EPER	PRTR 議定書
根拠法令	1999 年「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」	1986 年「緊急対処計画及び地域住民の知る権利法」(EPCRA : Emergency Planning and Community Right to Know) 第 313 条	1996 年統合汚染防止管理(IPPC)指令 2000 年欧州環境汚染物質排出登録(EPER)決定	国連欧州経済委員会(UNECE)による 1998 年オース条約 2003 年オース条約 PRTR 議定書
制度開始年	2001 年度の排出データについて、2002 年度から届出、公表。	1986 年 EPCRA 制定、1987 年施行。 1988 年の排出データについて、1989 年に初めて公表。	2001 年の排出データについて、2003 年に報告。2004 年公表。	未発効(署名国 36 ケ国+欧州共同体)。
法令上の罰則	届出をせず、又は虚偽の届出をした者について、20 万円以下の過料。	未報告、虚偽の報告につき、各違反につき、1 日当たり 25,000 ドル(約 290 万円)を超えない民事罰。 1997 年 1 月 30 日以降の違反については、さらに 27,500 ドル(約 320 万円)に引き上げられている。	規定なし	規定なし
PRTR ホームページ	PRTR インフォメーション広場 http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html	Toxic Release Inventory http://www.epa.gov/tri/index.htm	European Pollutant Emission Register http://www.eper.cec.eu.int/	Protocol on Pollutant Release and Transfer Registers http://www.unece.org/env/pp/prtr.htm
物質数	354 物質	581 物質 30 分類 ※30 分類のうち、3 分類に含まれる 58 物質を個々のものとして考えた場合、 581+27+58= 666 物質	50 物質	86 物質
特別指定物質	354 物質のうち、発がん性のある 12 物質を「特定第一種指定化学物質」として指定。	残留性、生体蓄積性、有毒性のある物質 16 物質と 4 化合物を PBT 物質として指定。	なし	なし

付表 4-9 日米欧における PRTR 制度の比較(その 2)

事項	日本	米国	EU/EPER	PRTR 議定書
選定クライテリア	<p>①人の健康を損なうおそれ又は動植物の生育若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>②自然的作用による化学的変化により容易に生成する化学物質が①に該当するもの</p> <p>③オゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもののいずれかに該当し、かつ、</p> <p>④その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質</p>	<p>人への健康影響(発ガン性、急性毒性、慢性毒性等)及び生態毒性を考慮。</p>	<ul style="list-style-type: none"> •IPPC 指令附属書Ⅲのリストを勘案し、大気への排出と水への排出を区別する。 •既に国際的な報告要件の存在する汚染物質を含める •個々の化学物質の混合物、物質グループ •大気と水両方が対象となる汚染物質数を制限する。また、物質の選定に当たっては、以下の国際的な化学物質目録を検討。 •長距離越境大気汚染条約 •気候変動枠組条約 •欧州大気汚染排出プログラム •水枠組み指令優先物質リスト •有害物質に関するオスロ・パリ委員会 •バルト海洋環境保護委員会 	<p>下記国際的取り決めを基に策定。</p> <ul style="list-style-type: none"> •EPER 物質リスト •EU 水枠組み指令の優先物質リスト •国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) に基づき規制される主要物質 •POPs 条約、PIC 条約、北東大西洋の海洋保護条約、船舶からの汚染防止条約、長距離越境大気汚染条約に基づき規制される物質
報告しきい値	なし	なし	<p>物質毎に、年間排出量のしきい値。</p> <p><例></p> <p>カドミウム及び化合物 大気 10kg/年 水 5kg/年</p> <p>CO₂ 大気 10 万トン/年</p> <p>ベンゼン 大気 1,000kg/年</p> <p>フェノール 水 20kg/年</p>	<p>次のいずれかを各国が選択。</p> <p>A 方式:物質毎、排出媒体毎に、排出・移動量の報告しきい値を設定</p> <p><例></p> <p>鉛 - 大気 200kg/年 - 水域 20kg/年 - 土壌 20kg/年 - 移動 50kg/年</p> <p>B 方式:物質毎の年間製造量等でしきい値を設定</p> <p>例: 鉛 - 製造・加工・使用 50kg/年</p>

付表 4-9 日米欧における PRTR 制度の比較(その 3)

事項	日本	米国	EU/EPER	PRTR 議定書
温室効果ガス*	CO ₂ :× CH ₄ :× N ₂ O:× PFC:× SF ₆ :× HFC:×	CO ₂ :× CH ₄ :× N ₂ O:× PFC:× SF ₆ :× HFC:×	CO ₂ :○ CH ₄ :○ N ₂ O:○ PFC:○ SF ₆ :○ HFC:○	CO ₂ :○ CH ₄ :○ N ₂ O:○ PFC:○ SF ₆ :○ HFC:○
オゾン層破壊物質**	CFC:○ HCFC:○ HBFC:× ハロン:○ 四塩化炭素:○ 1,1,1-トリクロロエタン:○ 臭化メチル:○ ブロモクロロメタン:×	CFC:○ HCFC:○ HBFC:× ハロン:○ 四塩化炭素:○ 1,1,1-トリクロロエタン:○ 臭化メチル:○ ブロモクロロメタン:×	CFC:× HCFC:× HBFC:× ハロン:× 四塩化炭素○: 1,1,1-トリクロロエタン:○ 臭化メチル:× ブロモクロロメタン:×	CFC:○ HCFC:○ HBFC:× ハロン:○ 四塩化炭素:○ 1,1,1-トリクロロエタン:○ 臭化メチル:× ブロモクロロメタン:×
大気汚染物質***	CO:× SO ₂ :× NO _x :× VOC:○※ PM:× ※VOC の化学物質群としての指定ではない。トルエン、ホルムアルデヒドなどの VOC の性質を有する物質が個別に対象となっている。	CO:× SO ₂ :× NO _x :× VOC:○※ PM:× ※VOC の化学物質群としての指定ではない。トルエン、ホルムアルデヒドなどの VOC の性質を有する物質が個別に対象となっている。	CO:○ SO ₂ :○ NO _x :○※ VOC:○** PM:○ ※NO ₂ **NMVOC (非メタン揮発性有機化合物) の群として対象物質に選定されている。この他、VOC の性質を有する個々の物質も対象物質に選定されている。	CO:○ SO ₂ :○ NO _x :○ VOC:○※ PM:○ ※NMVOC (非メタン揮発性有機化合物) の群として対象物質に選定されている。この他、VOC の性質を有する個々の物質も対象物質に選定されている。
多環芳香族化合物 (PAH)	報告対象ではない	PBT 規則により 2000 年度から報告対象。21 物質について総計を報告する。	大気及び水ともに、6 Borneff PAH の総計を報告する。	長距離越境大気汚染条約の POPs 議定書により、4 物質を PAH とする。
ダイオキシン類の取扱い	報告対象 ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条(2)に規定する特定施設が設置されている事業所について、排出量・移動量を報告	報告対象 年間取扱量(非意図的生成物を含む)0.1グラム以上。	報告対象 排出しきい値 1g 以上。	報告対象 排出しきい値 1g 以上。

* 地球温暖化対策の推進に関する法律の対象物質。

** オゾン層保護法の対象物質。

*** 大気汚染防止法の対象物質。